

指定介護予防支援事業所、指定居宅介護支援事業所
指定介護予防訪問介護事業所、指定介護予防通所介護事業所 御中

多摩市健康福祉部介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業における
月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（通知）

日頃より、本市介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI介護報酬改定関係資料の資料9（別紙1）にあるとおり、月額報酬対象サービスである介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）における、訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中において、利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで算定することとされています。

つきましては、下記のとおり通知しますので、サービス提供事業所及び指定介護予防支援事業所等の間で連携を図り、当該日割り算定にかかる適用について遺漏ないようにご対応くださいますようお願い申し上げます。なお、総合事業の算定について、以前お問い合わせいただいた事業者様に、多摩市独自の日割り算定はしない旨お伝えしておりましたが、国通知が発出されたことに伴い、新しい国事務連絡にあわせた対応とさせていただきます。ご容赦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。この場合、当該契約月にサービス利用が無く、翌日からサービス利用を開始した場合、当該契約月については日割りすることなく、翌月より月額報酬を請求することとなります。

なお、当該契約月にサービス利用がある場合については、国事務連絡に従い、契約日を起算日として日割り計算により報酬算定することとします。

2. 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については報酬を請求することなく、前月までのサービス利用分について報酬を請求することとなります。

なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、国事務連絡に従い、契約解除日を起算日として日割り計算により報酬算定することとします。

<本件に関するお問い合わせ>

多摩市健康福祉部介護保険課認定給付係

電話 042-338-6907 FAX 042-371-1200